

令和4年第8回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和4年8月10日(水) 午後1時30分

2 閉会 令和4年8月10日(水) 午後3時10分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

| | |
|---------------|------------------|
| 1番 渡邊 豊 | 2番 定井 正雄(会長) |
| 3番 林 眞理(農政担当) | 4番 國府 直幸 |
| 5番 若林 勤 | 6番 小原 弘 |
| 7番 小西 忍 | 9番 阿部 英志 |
| 10番 渡邊 則文 | 11番 能登谷 和正(会長代理) |
| 12番 仮谷 昌典 | 13番 中田 省吾 |
| 14番 犬飼 正己 | 15番 秋山 陽太郎(農地担当) |

欠席 1人

8番 河田 直樹

5 出席した農地利用最適化推進委員

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 石尾 弘 | 茅原 弘和 | 武田 英雄 | 前田 操 | 守安 淳市 |
| 池上 次男 | 小西 安彦 | 竹内 功次 | 長代 悦和 | 東 茂 |
| 大月 泉 | 黒瀬 昭夫 | 高上 忠義 | 黒江 冊旨 | 友野 伸樹 |
| 藤井 久美 | | | | |

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 小川 正義 次長 岡中 芳浩 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

- 7 議事録署名委員
1 1 番委員 1 2 番委員
- 8 本日の議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 会期の決定
第3 付議事件
議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について
議案第31号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について
議案第32号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について
議案第33号 農業振興地域整備計画の変更等について
報告第24号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について
報告第25号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について
報告第26号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について
- 9 付議事件及びその結果
原案どおり可決
- 10 議事経過の概要
次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和4年第8回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が14名。そして農地利用最適化推進委員が16名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規

則第33条の規定により、11番委員、12番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。ここで、追加議案1件を提出いたします。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは付議事件の審議に入ります。議案第30号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局お願いします。

(主査) 【議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号15番】

(農地担当) 15番、美袋の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) この農地は、すでに稲を作付けしております、受人はこまめに農家としてやっておりますので問題ないですが、詳細は大月委員お願いします。

(農地担当) 地元推進委員の説明をお願いいたします。

(大月委員) 7月30日に視察しました。渡人の方は兼業のため縮小したいということで、受人にお願いをして、それではやってみようということです。よろしく審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。15番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、15番は許可されました。

【受付番号16番】

(農地担当) 16番、新本の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員) 渡人と受人との関係はおばにあたります。受人は、この畑を利用して柿などの栽培をして農地の利用を進めていきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

- (農地担当) 地元推進委員の説明をお願いいたします。
- (長代委員) 10番委員と同意見です。特に問題ないと思います。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。16番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、16番は許可されました。以上で議案第30号の審議は終了いたしました。

【議案第31号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第31号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第31号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号8番、50番】

- (農地担当) 8番、南溝手の件ですが、5条使用貸借の50番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) 8月5日におきまして、私と2番委員、11番委員、推進委員の高上委員、黒江委員、事務局1名の計6名で現地調査をさせていただきました。8番につきまして、是正案件です。50番は、東が道路、西が田、南は宅地、北が宅地というような状況でございます。
- (農地担当) それでは地元委員からの説明をお願いします。
- (4番委員) 農地を住宅敷地として利用しており是正するため、始末書を提出して正規の手続きを取りたいということでした。用水については北側に水路があり問題ないです。排水は新設する排水施設に放流し、合併浄化槽は、既設水路に放流し、ともに問題ありません。日照通風、土砂流出についても問題ありません。50番についても同様に問題ありません。総合判断として問題無いと考えております。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 浄化槽用地がはみ出しているということで、始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、8番、50番は許可されました。

【受付番号9番、48番】

(農地担当) 9番、真壁の件ですが、5条使用貸借の48番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、9番は東が道路、西が宅地、南は田、北が田というような状況でございます。48番は、東が道路、西が宅地、南は田、北が田というような状況でございます。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは地元委員からの説明をお願いしますが、本日欠席ですので、事務局からお願いいたします。

(主査) 8番委員から現地調査票の提出がありましたので報告いたします。用水及び日照通風については、支障なし。排水に関しては、柵を設け道路側溝へ接続します。生活雑排水については、発生しません。土砂流出については、隣接地にブロック擁壁を設置しますので土砂流出はありません。総合判断として問題無いと考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設、公共施設がある農地ということで、第3種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、9番、48番は許可されました。以上で議案第31号の審議は終了いたしました。

【議案第32号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第32号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第32号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号39番、40番】

(農地担当) 39番、黒尾の件につきまして、5条使用貸借の40番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、39番は、東が道路、西が畑、南が田、北に宅地と水路があります。40番は、東が道路、西が畑、南が田、北に宅地があります。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) この案件は、若い人が通勤に便利になるようにと探しておられた土地です。地元としては別段問題ないと思います。詳しくは地元の石尾推進委員さんからよろしく願います。

(農地担当) それでは地元推進委員からの説明をお願いいたします。

(石尾委員) 営農条件への影響については、用水については、問題ありません。雨水排水については、柵に集水し既存の水路に接続します。生活雑排水については、合併浄化槽に接続し排水路に直接入らないようにします。日照通風については、問題ありません。土砂の流出については、周囲はブロック擁壁を設置し、周辺の影響はありません。いずれも総合判断として問題無いと考えております。審議をよろしく願います。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。39番、40番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号41番】

- (農地担当) 続きまして41番, 下林の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) 周辺の状況ですが, 東が道路と宅地, 西が畑, 南が道路, 北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (14番委員) 営農の状況への影響ですが, 用水及び排水については, 整備されており問題ありません。日照通風, 土砂の流出等も周辺農地への影響はありません。いずれも問題ないものと判断しました。審議をよろしく申し上げます。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。41番, を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 41番は許可されました。

【受付番号42番】

- (農地担当) 続きまして42番, 黒尾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) 周辺の状況ですが, 東が畑, 西が宅地, 南が田, 北は道路になっていました。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (3番委員) 本件は, 実家の近くに家を建てたいということです。地元としては問題ないと思いますが, 詳細は石尾委員にお願いしたいと思います。
- (農地担当) それでは, 地元推進委員でございます石尾委員をお願いいたします。
- (石尾委員) この件ですが, 用水は西側にあります。排水については柵により側溝に放流します。生活雑排水は, 合併浄化槽で処理し, 側溝へ放流します。日照通風についても支障がないようにいたします。土砂流出については, コンクリート擁壁を設置し, 土砂が流出しないようにするので特に問題ないです。総合判断として問題ありませんのでよろしく審議をお願いします。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種いずれの要件にも該当しない農地とい

うことで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。42番、を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、42番は許可されました。

【受付番号43番】

(農地担当) 続きまして43番、福井の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、全部つながった土地でした。東が道路、西が田、南が田、北は田です。こちらは、地上げをされていました。周辺は宅地化されており、周辺への影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 宅地化が進んでいるエリアです。詳しくは、地元推進委員からお願いいたします。

(農地担当) それでは、地元推進委員の茅原委員をお願いいたします。

(茅原委員) この近辺は、昔から宅地化されておりその一角です。以前は、果樹が植えられていたと思いますが、切り倒されて更地になっておりました。周辺は、東が宅地、西が宅地、南はもともと果樹があったと思われる土地です。北は道、水路になっていましたが、農地があります。宅地になっても北側の農地に影響はないと思います。審議をよろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。43番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、43番は許可されました。

【受付番号44番】

(農地担当) 続きまして44番、久代の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が田、南は道路、北は田です。大きな田の一角になりますが、旧県道縁にある土地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1番委員) この案件は、渡人の孫が近くに分家住宅ということで譲るということです。将来的にこの方が農業のお手伝いをするということです。排水については、柵を設けて既存の水路に接続します。生活雑排水については、合併浄化槽にて処理し、既存水路に放流します。日照通風は問題ないです。境界部分については、ブロック擁壁を設置し、隣接地に流出しないようにします。総合判断として特に問題ないと思いますので審議をよろしく願います。

(農地担当) それでは、地元推進委員、何かありますか。

(竹内委員) 1番委員の報告のとおりです。よろしくご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しており、例外許可規定として集落に接続して設置される施設ということで適用しております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。44番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、44番は許可されました。

【受付番号45番】

(農地担当) 続きまして45番、西阿曾の件ですが、現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が道路、北が宅地です。かなり草が生えて周辺は大変そうだということだったが、転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員) 周辺が東西挟まれています。受人は●●会社で、東阿曾の●●会社と密接な関係になっており、受人がトラックの駐車場を探しており、駐車場として当該地を利用したいということです。この案件の被害防除計画を見ても、周囲への影響はないと考えております。地元としては問題ないと考えておりますので審議をよろしく願います。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。45番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、45番は許可されました。

【受付番号46, 47番】

- (農地担当) 続きまして46番、西阿曾の件ですが、47番と関連案件でございますので一括審議とさせていただきます。それでは、現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、墓地、宅地で西が宅地、南が道路、北が道路です。転用した場合の周辺への影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (3番委員) 申請地は、東と西はすでに宅地となって利用しております。この農地は、更地となり農地としての利用はされておられません。今回、東西それぞれ宅地の所有者が、進入路と駐車場として将来を見込んで余裕をもって確保したいという案件です。地元としては、問題ないと思いますので審議をよろしくお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、46番、47番は許可されました。

【受付番号51番】

- (農地担当) 続きまして51番、小寺の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) 現地は畑のような状況でした。周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が水路というような状況でございますが、転用した場合の農地の影響はないと思われま

以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 東西は宅地化されており、南も転用されております。当該地は、地目田となっておりますが、畑利用をされておりますが、周辺宅地化されており、転用した場合の周辺への影響はないと思います。総合判断としまして問題ないと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。51番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、51番は許可されました。

【受付番号52番】

(農地担当) 続きまして52番、見延の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 地目が畑ですが、東が道路、西が資材置き場、南が宅地、北が道路というような状況でございますが、塀が建っておりますが、是正案件と聞いております。しなくてはいけない転用だと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(13番委員) 昨年、資材置き場として許可された場所です。本来は2筆を転用しなければいけなかったけど、書類上の手続きの手違いで出来ていなかったようです。そこで追加申請となったということです。周辺の状況ですが、営農条件への影響は、排水は、地下浸透です。日照通風ですが、支障ないようにします。土砂流出については、コンクリート擁壁を施工しているの、問題ないと考えておりますのでよろしくご審議お願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) この案件については、始末書の提出がございます。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。52番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、52番は許可されました。

【受付番号54番】

(農地担当) 続きまして54番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が宅地と田、北が田ですが、転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(14番委員) 詳細につきましては、守安委員より報告しますので、よろしくお願ひします。

(農地担当) それでは、地元推進委員から説明をお願いします。

(守安委員) 周辺の状況ですが、用水については、西側にあり問題ありません。排水は、集水桝を設置し、既存の側溝へ接続します。生活雑排水についてですが、合併浄化槽に接続します。日照通風ですが、支障ないようにします。土砂流出については、コンクリート擁壁を設置しているのので、総合判断的に問題ないと考えておりますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。54番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、54番は許可されました。

【受付番号55番】

(農地担当) 続きまして55番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が畑です。周辺は宅地化されており、転用した場合の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(14番委員) この件につきましては、守安委員をお願いします。

(農地担当) それでは、守安委員、お願いします。

(守安委員) 周辺の状況ですが、用水については、南側にあり問題ないです。排水は、集水桝を設置し、既存の側溝へ接続します。生活雑排水についてですが、合併浄化槽に接続します。日

照通風ですが、支障ないようにします。土砂流出については、コンクリート擁壁を設置しているので、総合判断的に問題ないと考えておりますのでよろしくご審議お願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。55番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、55番は許可されました。

【受付番号37番】

(農地担当) 続きまして37番、井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北も宅地で間に畑がありますが、転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 完全に宅地に囲まれており、今回転用しても周辺に影響はないと思ひますし、身内間の使用貸借の転用ですので、問題ないと考えておりますのでよろしくご審議お願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。37番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、37番は許可されました。

【受付番号38番】

(農地担当) 続きまして38番、上原の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 現場は地上げをされた畑でした。周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が田、北が農業倉庫になっていました。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員) 申請地の東側に父親の家があり、現在同居しているが、狭くて便利が悪いということで、新築することになっています。北に倉庫があり、周囲は擁壁がされており、前々から畑として利用していた場所に家を建てるということです。申請地が宅地されても、用水に問題はないと思います。排水は、南の道路に接続されています。日照通風は、問題ありません。土砂の流出は、コンクリート擁壁をされていますので問題ないと考えております。よろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、地元推進委員の小西委員、何かありますでしょうか。

(小西委員) 11番委員の説明のとおりです。よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しており、例外許可規定として集落に接続して設置される施設ということで適用しております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。38番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、38番は許可されました。

【受付番号53番】

(農地担当) 続きまして53番、清音軽部の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が田、北が道路ですが、転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) この方の関係は、親子関係です。前回の総会で、名義を変えた方です。その時にもこの話がありましたが、まだ書類が整っていないので今回申請となりました。詳細は、藤井委員からお願いします。

(農地担当) それでは、藤井委員からの説明をお願いいたします。

(藤井委員) すぐ隣に農家住宅が建っています。農業用水ですが、北側にありますが、南側に取り入れ口はあります。そこで水の供給や抜いたり出来ます。土砂流出については、コンクリート擁壁を設置し、土砂流出を防ぎます。汚水については、公共下水道に接続します。南側への農地の影響はないものと思います。総合的に判断して問題ないと思います。よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しており、例外許可規定として集落に接続して設置される施設ということです。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。53番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、53番は許可されました。以上で議案第32号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第33号 農業振興地域整備計画の変更等について】

(農地担当) 続きまして、別綴りの議案第33号農業振興地域整備計画の変更等についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【議案第33号 農業振興地域整備計画の変更等について朗読】**

【受付番号 総社1番～8番 山手1番～4番 清音1番】

(農地担当) ただ今、事務局より説明がございました農業振興地域整備計画の変更でございます。今回13件上がっておりますが、これらにつきまして事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 令和4年上期分農業振興地域の除外について、今回13件意見を求められております。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、市町村整備計画の推進に必要な農地の流動化と農地の利用関係の調整、集団等構造政策の推進といった施策が適切に行われるようにすることとなっております。また、当施行規則第4条の4第1項第27号(イ)の規定により、地域の農業の振興に関する計画に係る農用地等以外に供される土地についても意見を求められています。具体的には、岡山南部灌漑排水事業及び小坂部川ダムの受益地に入っている農地で、今回は総社7番と清音1番が該当になります。これにつきましては、区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から、支障がないかの意見を願います。なお、転用の許可見込みについて、総社市から意見を求められましたが、全て許可見込み有りという回答をしております。以上です。

- (農地担当) ただ今事務局の説明がありました13件でございますが、これらにつきましては、8月9日に運営委員のメンバーが現地調査を行っておりますが、ご意見をいただければと思います。
- (2番委員) 現地調査を確認した中で、すべて異議なしということです。よろしくをお願いします。
- (農地担当) 何かご意見ありますか。
- (1番委員) 分家住宅と農家住宅の違いは何でしょうか。
- (事務局) こちらは開発許可の関係でございますが、線引き前から所有している土地ですけど、ずっと持っていて分家の要件に当てはまる親族の方が許可を受ける時に、分家開発の方法が出来ます。これは50戸連たんとは違う開発許可のやり方です。農家住宅は、農家の要件を満たしている方が、開発許可を取らずに家を建てられるというやり方です。岡山県では耕作面積が1000平方メートル以上ある方が農家の要件を持っていることになります。
- (6番委員) 農家住宅を建てる場合、農業をするかしないかという場合に、個人で農作業をすることという前提条件が付くのですか。
- (主任) 農業委員会としては、世帯で一緒にする場合は、耕作面積証明を出せます。お手伝いとしてやってもいいです。
- (6番委員) 営農組合に委託した場合はどうなるのですか。
- (主任) そうなると耕作面積として出なくなりますので、証明が出なくなります。
- (農地担当) ほかにご質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは、この13件につきまして、原案通り承認としてもよろしいでしょうか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) それでは、原案通り承認といたします。以上で議案第33号の審議は終了いたしました。

【報告第24号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

- (農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第24号、事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【報告第24号 報告書について朗読】

【報告第25号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

- (農地担当) 次に、報告第25号、事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【報告第25号 報告書について朗読】

【報告第26号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第26号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第26号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 19ページは、その他報告事項となっております。適用外についてです。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が2件、4条関係が2件、5条関係が18件でございます。また、農業振興地域整備計画の変更等につきまして、原案通り承認いたしました。以上で、日程第3の付議事件の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) 日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。

(10番委員) 議案第33号の総社4の所在地番が●●でなく、●●が正しい地番です。

(農地担当) 分かりました。では、訂正をお願いします。

(会長) それでは、事務局から何かありますか。

(主査) 【農地パトロールについて 報告】

(会長) 何か質問はありますか。

(委員) なし。

(会長) ないようでしたら、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時10分